

(平成22年1月20日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認高知地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
国民年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
国民年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 2 月から 58 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 2 月から 58 年 3 月まで

私は、夫婦二人分の国民年金保険料を農協に委嘱された女性の集金人又は役場で納付していたにもかかわらず、申立期間が私のみ未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、厚生年金保険から国民年金への切替手続を適正に行うとともに、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料を完納している上、申立人の夫も、国民年金加入期間について、国民年金保険料を完納していることから、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたとする申立人の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立期間当時、申立人が居住していた地区において、元農協職員であった女性が国民年金保険料の集金人をしていたことが確認できる上、申立人の夫は申立期間の国民年金保険料が納付済みとされており、申立内容に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

高知国民年金 事案 454

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 4 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 4 月から 53 年 3 月まで

私は、婚姻した昭和 50 年 4 月ころ、A 都道府県の B 区において妻と一緒に国民年金の加入手続を行い、妻が夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間が私のみ納付済みとされていないことに納得がいかない。

なお、私が保管している年金手帳には、A 都道府県の B 区だけでなく、その後転居した C 区及び D 都道府県内の住所も記載されており、住所変更の手続も行ってはいたはずである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間以降、国民年金加入期間について、国民年金保険料を完納している上、申立人の妻も、申立期間以降、国民年金加入期間について、国民年金保険料をほぼ完納していることから、申立人の国民年金保険料を納付していたとされる申立人の妻は、納付意識が高かったものと考えられる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 50 年 3 月に A 都道府県の B 区において夫婦連番で払い出されたものと推認される上、申立人の妻は申立期間の国民年金保険料が納付済みとされており、申立内容に不自然さはみられない。

さらに、申立人は、オンライン記録では、申立期間を含む昭和 49 年 7 月から 53 年 4 月までの期間が国民年金に未加入とされているが、国民年金手帳記号番号の払出時点では、既に厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることから、かかる処理を行う理由は見当たらない上、申立人が保管している年金手帳に記載されている住所変更の履歴等から見て、申立人は申立期間当時、国民年金の被保険者であったと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 41 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 6 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 41 年 3 月まで

私は、母親と同居する前から、毎月、給料の一部を母親に渡していたことから、母親が、私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたはずであり、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は国民年金の加入手続、保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続、保険料の納付をしていたとされる申立人の母親は既に他界していることから、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立期間当時、申立人の母親が居住していた市町村とは異なる市町村において、昭和 42 年 11 月に払い出されたものと推認され、払出時点では、申立期間のうち大半の期間は時効により納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間は 60 か月と比較的長期間である上、申立期間当時、申立人の母親と同居していた申立人の姉及び弟も申立期間の国民年金保険料は納付済みとされており、ほかに申立人の母親が申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。